

阿蘇カルデラ南外輪山宿泊施設誘致事業
提案型プロポーザル募集要領

令和7年11月

南阿蘇村

目次

- 第1 事業の目的
- 第2 事業内容
 - 1 事業の名称
 - 2 事業用地の概要
 - 3 最低売却価格
 - 4 用語
 - 5 公募概要
- 第3 事業条件
 - 1 基本条件
 - 2 使用条件
 - 3 契約の途中終了等
 - 4 権利制限等に関する事項
 - 5 通知義務
 - 6 損害賠償
- 第4 公募型プロポーザル参加資格
 - 1 応募の資格
 - 2 応募者の制限
 - 3 その他
- 第5 参加に関する手続き
 - 1 公募型プロポーザルのスケジュール
 - 2 参加表明書の受付
 - 3 質問書の受付
 - 4 企画提案書の受付
 - 5 参加に際しての留意事項
 - 6 提出書類の受付場所及び送付先
- 第6 選考に関する事項
 - 1 選考方法
 - 2 審査する項目
- 第7 企画提案書類及びプレゼンテーションの審査基準等
 - 1 評価項目・配点
 - 2 順位の決定方法
 - 3 失格事項

第1 事業の目的

南阿蘇村では、令和2年3月「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「復興村づくり計画」と共に、熊本地震からの早期復旧・復興を進め、本村の再生と創造を実現しながら、「しごと」をつくり、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「むら」に活力を呼び戻すことで、誰もが住みたい、住み続けたい「むら」づくりを目指してきた。

本村は、阿蘇くじゅう国立公園の世界有数の阿蘇カルデラの中に存し、農業と観光業を主要産業として地方創生に取り組み、熊本地震からの復旧、復興を進めながら復興のシンボルであった新阿蘇大橋の開通を1年後に控え、地震で落ち込んだ観光客を再び呼び戻す起爆剤として、熊本地震からの最後のインフラ復旧を全村民が期待していた最中、新型コロナウイルス感染症が流行。その影響で、国内外からの観光客の誘客が難しくなった。

その様な中、熊本県は「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年3月）」の「熊本地震からの創造的復興」の中に「阿蘇地域の振興」、「5つ星ホテルの誘致など、阿蘇のブランド化に向けた取り組みを推進します」と明記。村総合戦略でも基本目標の一つを「南阿蘇地域への誘客の流れをつくり人の流出を抑止する」とし「観光の核となるエリアや施設について滞留時間の延長や宿泊型観光を推進するとともに受け入れ体制の整備を行う。」と明記した。国内は元より、アジア圏を中心とインバウンドの集客を図り、滞在型観光ルートの基盤づくりを推進することとし、ホテル誘致に向けた候補地の選定を行った。

候補地の選定では、「南阿蘇村のブランド化」と「5つ星ホテル」が融合することで、最高級のブランドホテルを阿蘇カルデラ内に誘致できるよう、阿蘇五岳や、特徴的なカルデラの地形が一望できる久石地区を選定。久石地区は、阿蘇カルデラの南外輪山の麓に位置し、熊本地震で復旧した俵山トンネルを通ることで熊本空港からのアクセスも良く国内外からのホテル利用客の誘客に期待できる地区である。

この度の「阿蘇カルデラ南外輪山宿泊施設誘致事業」では、熊本県と情報共有を図り、公募型プロポーザルとして事業者を選定することで、新たな宿泊施設として阿蘇の牧歌的な風景に溶け込む「南阿蘇村のブランド化」への向けた魅力ある施設を整備。阿蘇地域への周遊型観光の拠点となる宿泊施設として、更なる観光業の発展を期待し、交流人口の拡大に繋げ、地域経済へ波及させていく。

第2 事業内容

1 事業の名称

阿蘇カルデラ南外輪山宿泊施設誘致事業

2 事業用地の概要

(1) 所在地

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字久石4401番地12 外13筆

(2) 面積

約285,752㎡(約28.5ha)

(3) 所有者

南阿蘇村(旧久木野村)

(4) 用途地域

山麓住居地域

都市計画区域外

[その他]

阿蘇くじゅう国立公園第3種特別地域(一部)、普通地域

景観形成地域(南阿蘇村景観条例)

(5) 道路条件

敷地東側：県道39号(県道矢部阿蘇公園線)

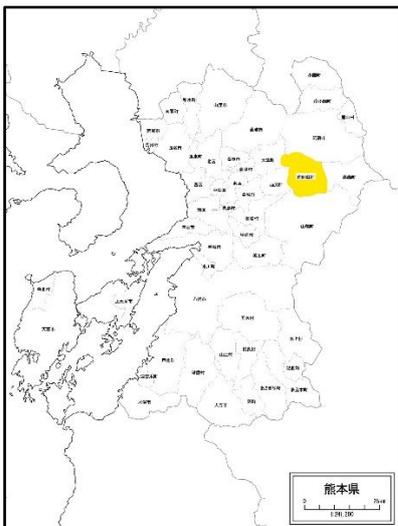
敷地南側：村道久木野・西原線(通称：グリーンロード)

(6) 上下水道

整備無

(7) ガス

プロパンガス



○事業用地一覧（第2 - 2 - （1）関係）

（熊本県阿蘇郡南阿蘇村）

所在	地番	地目	面積（㎡）	所有者
大字久石	4401 番 6	原野	3,182	阿蘇郡久木野村
大字久石	4401 番 11	原野	2,486	阿蘇郡久木野村
大字久石	4401 番 12	原野	88,218	阿蘇郡久木野村
大字久石	4401 番 13	原野	8,323	阿蘇郡久木野村
大字久石	4401 番 14	山林	1,519	阿蘇郡久木野村
大字久石	4401 番 15	山林	14,184	阿蘇郡久木野村
大字久石	4401 番 16	山林	2,257	阿蘇郡久木野村
大字久石	4401 番 17	雑種地	6,231	阿蘇郡久木野村
大字久石	4401 番 19	原野	15,544	阿蘇郡久木野村
大字久石	4401 番 20	原野	38,535	阿蘇郡久木野村
大字久石	4401 番 21	原野	422	阿蘇郡久木野村
大字久石	4401 番 22	原野	92,261	阿蘇郡久木野村
大字久石	4401 番 28	原野	3,425	阿蘇郡久木野村
大字久石	4401 番 30	原野	9,165	阿蘇郡久木野村
		合計面積	285,752	

3 最低売却価格 267,000,000円

（1）売却に際しては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づく、議会の議決が必要となりますのでご了承ください。

（2）選定事業者は、本契約締結後30日以内に、村が指定する口座に土地代金を一括して振り込み、村は代金の納入を確認後、登記承諾書を発行します。

4 用語

- (1) 事業者…優先交渉権者となり事業を行う者又は企画提案により設立されたSPC（特別目的会社）等
- (2) 企画提案書等…参加表明書及び企画提案書

5 公募概要

(1) 公募内容

本プロポーザルは、阿蘇カルデラ南外輪山宿泊施設誘致事業にかかる、事業者の選定にあたり、民間活力を活かした専門的知識と豊富な経験を有し、最も優れた提案を行う事業者を選定することを目的とする。

事業者の選定は公募によるものとし、企画提案書等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式とする。本プロポーザルによって決定した優先交渉権者は、村と基本協定を締結し、企画提案内容に基づく事業を実施するものとする。

(2) 優先交渉権者の決定方法

村が設置する阿蘇カルデラ南外輪山宿泊施設誘致事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、応募者より提出された企画提案書等及びプレゼンテーションによる審査により、最も優れた提案を優先交渉権者として決定する。

なお、本プロポーザルは、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により実施するもので、随意契約の相手となる契約候補者を特定する手続きである。

第3 事業条件

1 基本条件

本プロポーザルにかかる企画提案内容の基本的な条件は次のとおりである。なお、優先交渉権者が決定した後は、その提案をできる限り尊重し、改めて協議の上、事業の条件や企画提案内容の調整を行う。

(1) 宿泊施設の提案

- ① 宿泊施設の建設及び運営に際しては、関係法令等を遵守する。
- ② 宿泊施設については、観光利用を主として、インバウンド需要を見越した機能及び運営方法を備える提案が望ましい。
- ③ 宿泊施設の収容人数は100人から200人程度以上が望ましく、客室の広さ、客室の価格帯等については提案に委ねるものとする。
- ④ 地域の事業者との連携や活用など、事業進出による相乗効果を図る提案が望ましい。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に使用できない。また、いわゆるラブホテル、ファッションホテルに類する施設の設置、営業も行うことはできない。
- ⑥ 任意提案により宿泊施設以外の用途を同一建物内又は同一敷地内への施設設

置は可能とする。

(2) 事業用地

①公募対象となる事業用地は、第2-2-(1)(2)で示したすべての用地を活用する提案又は一部の用地を活用する提案とする。

②事業用地に対し、造成工事に伴う造成森林又は緑地のほか、調整池が必要となるが、事業用地の宅地造成と一体として行うことから、緑地等の整備箇所については、提案によるものとし全体計画の中で調整する。なお、管理については村と協議の上、決定するものとする。

(3) 周辺環境等

①事業用地が、阿蘇五岳が一望できる風光明媚な南外輪山に位置し、一部を阿蘇くじゅう国立公園第3種特別地域として含むことから、阿蘇くじゅう国立公園管理事務所と十分協議の上、宿泊施設の外観及び外構は景観に配慮したデザインとすること。

また、施設整備にあたっては、近隣への日照に対する配慮のほか、施設から発生する音、臭い等、住環境への影響に配慮すること。

(4) 土地関連調査等

本プロポーザルによって決定した事業者は、村と基本協定を締結し、概ね12箇月の当該土地及び周辺地における地質、地下水及び温泉水等、事業実施のための調査等の期間を設ける。

①調査等における費用は、事業者が負担する。

②調査等により、事業の用に十分な成果が得られない場合、事業者は事業を取りやめ、基本協定を破棄できる。

(5) 事業期間等

宿泊施設の営業開始は、優先交渉権者と村が行う基本協定締結から概ね5年以内とする。

(6) 地域貢献

①事業者は、基本協定締結から工事着手までの間に、近隣住民等を対象とした事業説明会を開催し、問合せや苦情等に対応すること。

②事業者は、地域住民等との交流や連携を大切にし、良好な信頼関係の形成を図ること。

③事業者は、宿泊施設の営業に際し、地域貢献及び村全体への経済波及効果に繋がる取組の実施に努めること。

④村民の雇用に配慮すること。

(7) 第2-2-(1)(2)で示した用地内に建設された建物及び付属設備等については残置のまま売却する。

2 使用条件

事業用地の使用に関する条件等は次のとおりとする。

(1) 第3-1-(4)に定める調査等を行う場合、計画書を提出する事。

- (2) 事業用地を調査する場合、地形を変更するような造成等を行わないこと。
- (3) 事業者は、事前調査を行う期間、第三者に譲渡又は転貸、担保権の設定をすることはできないものとする。
- (4) 事業者は、村との基本協定締結後、事業用地に隠れた瑕疵があることが発見された場合、解決に係る費用負担等は別途協議するほか、解決に係る費用等が課題となる場合、村との合意により基本契約のほか本事業関連契約を解除できる。
- (5) 村は、事業者となることが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、事業者としての資格を取り消し、基本協定を解除することができる。
- (6) 事業者は、第3 - 1 - (3) のとおり周辺環境等に十分配慮するにあたり、温泉水の排水流末は、農業用水取水箇所より下流に位置する箇所まで排水管を延長させること。

3 契約の途中終了等

(1) 事業者の債務不履行等による場合

事業者が次の事項に該当すると認められる場合は、必要に応じて自御者と事業の継続方法等について協議を行う。その結果、村が事業の継続の見込みがないと判断した場合は基本協定を解除するとともに、土地売買契約を締結しない、または既に締結したこれらの契約を解除することができるものとする。

- ①本プロポーザルの応募申込みに際して虚偽の記載をした場合
- ②村の催告にもかかわらず事業者の債務不履行が是正されない場合
- ③事業用地を基本協定及び土地売買契約の用途外に供した場合
- ④事業者が支払不能を表明した場合、解散もしくは営業停止、民事再生手続の申立て（自己申立てを含む。）、破産手続開始、会社更生手続開始、会社整理の開始、特別精算の申立て（自己申立てを含む。）その他これに類する法的倒産処理手続の申立てがあった場合または手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ⑤営業譲渡の決議がされた場合、強制執行の申立て、競売申立て、仮処分の申立てを受けた場合
- ⑥その他土地売買契約締結後、継続することができない理由が発生し、事業者が書面により契約の解除を申し出た場合

なお、上記により村が土地売買契約締結を解除した場合、事業者は、違約金として売却価格の10%を本村に支払わなければならないものとする。この場合、施設を解体し更地にして返還することを基本とし、村と事業者の協議により施設の取扱いを決定する。なお、事業者が負担した設計、建設費等の経費、有益費その他一切の費用について村は負担しない。

(2) 不可抗力または法令変更による場合

天変地異等の不可抗力または法令変更により、長期にわたる事業停止等が生じ、又は事業実施に過大な追加費用が発生する等、事業の継続が困難であると認められる場合は、村と事業者は協議のうえ事業を終了し、本事業関連契約を締結しない。または解除することができる。この場合、当該事態の発生時点における施工状

況及び事業実施状況を鑑み、村と事業者の協議により施設の取扱いを決定する。

4 権利制限等に関する事項

事業者が以下の行為をしようとするときは、事前に書面により本村の承諾を得ることとする。ただし、事業継続に係る合理的な理由がある場合、村はこれを妨げない。

- (1) 建築物に抵当権その他の権利を設定しようとするとき。
- (2) 事業者が提出した事業計画及び施設計画の内容を変更するとき。
- (3) 建築物の建設に伴い、通常必要とされる程度を超えて、事業用地の現状を変更しようとするとき。

5 通知義務

基本協定締結後、次に定める事項が生じた場合、直ちに村へ通知することとする。

- (1) 事業者が支払不能を表明した場合、解散もしくは営業停止、民事再生手続の申立て（自己申立てを含む。）、破産手続開始、会社更生手続開始、会社整理の開始、特別精算の申立て（自己申立てを含む。）その他これに類する法的倒産処理手続の申立てがあった場合または手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (2) 営業譲渡の決議がされた場合、強制執行の申立て、競売申立て、仮処分の申立てを受けた場合
- (3) 合併の決議をした場合
- (4) 滞納処分、仮差押えを受けた場合
- (5) その他基本協定書に定める事項

6 損害賠償

事業者が、基本協定に定める義務を履行しないために村に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を第3-3-(1)-⑥の違約金とは別に、損害賠償として村に支払うこととする。

第4 公募型プロポーザル参加資格

1 応募の資格

(1) 本プロポーザルに応募できる者は、次の要件をすべて満たす事業者とする。

- ①単独の法人又は複数の法人で構成するグループ（個人事業主を除く。）
- ②以下のすべての者が含まれていること
 - ア 事業用地の買主となる者
 - イ 宿泊施設の所有者となる者

(2) 前項によらず、SPC（特別目的会社）等の組成による事業提案を行う応募者は、その旨も併せて提案することができる。

2 応募者の制限

(1) 本プロポーザルに応募しようとする者は、次の条件を満たしていること。

- ①宗教活動・政治活動を行う者でないこと。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生又は再生手続を行っている者でないこと。

④国税、地方税を滞納している者でないこと。

⑤暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員が経営に関与していないこと。

3 その他

(1) 共同事業者による応募の場合は、構成員の中から代表法人（本村と基本協定及び土地売買契約を締結する法人）を定めるものとする。

(2) 単独で応募した一つの法人は、他の共同事業者の構成員となることはできない。また、一つの法人は、複数の共同事業者の構成員となることはできない。

(3) S P C 等による提案を行う応募者は、土地売買契約を締結までに当該法人を設立すること。

(4) 公募開始から優先交渉権者の決定に係る通知までの期間に、応募者が資格要件を欠くこととなった場合は失格とする。

第 5 参加に関する手続き

1 公募型プロポーザルのスケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、下記のとおりとする。

公募の開始	令和 7 年 11 月 7 日（金）
質問書受付期限	令和 7 年 11 月 18 日（火）
質問に対する回答期限	令和 7 年 11 月 21 日（金）
参加表明書提出期限	令和 7 年 12 月 10 日（水）
企画提案書等提出期限	令和 8 年 1 月 16 日（金）
審査（プレゼンテーションによる審査）	令和 8 年 1 月
審査結果通知	令和 8 年 2 月
基本協定締結（仮）	令和 8 年 2 月
基本協定締結	令和 8 年 3 月議会后

※上記は予定であり、変更する場合がある。

2 参加表明書の受付

(1) 提出期限

公告日の翌日の 9 時から令和 7 年 12 月 10 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出方法

次の提出書類を事務局へ持参または郵送するものとする。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、上記提出期限必着とする。

(3) 提出書類

次の①～⑧の書類を提出してください。

①参加表明書（様式 1）

②参加表明書構成員調書（様式1-1）※共同事業者の応募に限る。

③会社概要（様式2）

会社の資格取得状況は、資格・認証が確認できる書類の写しを添付

④実績確認書（様式3）

本業務と同種または類似の業務に関する実績を記入（2事業以内）

⑤法人登記簿謄本

履歴事項全部証明書で申請前3箇月以内に発行されたもの

⑥印鑑登録証明書

申請前3ヶ月以内に発行されたもの

⑦納税証明書

直近年度の国税の納税証明書、本店所在地の都道府県民税の納税証明書又は未納がないことを証する納税証明書（完納証明書で可）で申請前3箇月以内に発行されたもの

⑧直近3年分の財務関係書類一式

財務諸表（貸借対照表、損益計算書）及び税務申告書の写しなど

(4) 提出部数

1部

(5) その他

①参加表書提出後、村と協議うえ事業用地での必要な事前調査を行うことができる。なお事前調査については事業者の責任と負担で実施すること。

②参加表明書（①～⑧のすべての書類）提出後に、村は参加資格の確認を行い、参加資格を満たしていない応募者は失格とする。失格の連絡は、令和7年12月16日（火）までに担当者に電話またはメールにて連絡する。

3 質問書の受付

(1) 提出期限

令和7年11月18日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

本要領等の記載事項及び企画提案書類作成に関し疑義がある場合は、質問書（様式4）に内容を記載し、企画観光課宛【skikaku@vill.minamiaso.lg.jp】に電子メールで提出するものとする。

なお、質問書を送信した際には、必ず電話でその旨を連絡することとし、送信誤り等により期限内に届かなかった場合は、その質問は無効にする。

(3) 回答方法

令和7年11月21日（金）までに本村のホームページに掲載する。

ただし、事業者のノウハウや知的財産等に係るもの、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると本村が認めるものについては、公表の対象としない

なお、質問に対する回答の内容は、本要領の追加または修正とみなす。

4 企画提案書の受付

(1) 提出期限

令和8年1月16日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

事務局まで持参または郵送するものとする。

(3) 提出書類

次の①～②の書類を作成・提出すること。なお、提出書類はホチキス留めをせず、2穴を開けファイルに閉じること。

	書類名	様式	備考
①	企画提案書提出書	様式5	
②	企画提案書	任意様式	企画提案書には「第7 企画提案書類及びプレゼンテーションの審査基準等」の評価項目①～⑥の評価事項(以下、「評価項目等」という。)に係る内容をその順番通りに盛り込み、必要に応じて見出しを作成すること。なお、作成資料において、評価項目等の内容が再掲となることは差し支えない。

(4) 提出部数

10部

(5) その他

提出された企画提案書等を基に選考を行うが、必要に応じて本村から追加資料の提出を求める場合があるので、その際は速やかに対応すること。

5 参加に際しての留意事項

(1) 著作権・特許権等

企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。

(2) 複数提案の禁止

本業務に関して、複数の企画提案書を提出することはできない。

(3) 提出書類の変更及び追加書類の提出の禁止

受理された後の企画提案書等の変更及び再提出並びに提案者側からの申し出による追加書類の提出はできない。

(4) 返却等

提出書類は、原則として返却しない。

(5) 費用負担

企画提案書等の作成、提出等参加に要する一切の費用は、すべて提案者の負担と

する。

(6) その他

- ①提案者は、企画提案書等の提出をもって、本要領の記載内容に同意したものと
する。
- ②募集の概要、選定結果等については、本村のホームページで公表する。
ただし、選定結果の公表時期については、優先交渉権者との協議による。
- ③審査結果に関する異議は一切受け付けない。
- ④企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を企画観光課に持
参または郵送する。

6 提出書類の受付場所及び送付先

南阿蘇村企画観光課企画係（担当：緒方、古澤）

〒869-1404 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 1705 番地 1 南阿蘇村役場企画観光課

電話：0967-67-1112 / e-mail：skikaku@vill.minamiaso.lg.jp

第6 選考に関する事項

1 選考方法

選考は、村が別に定める「阿蘇カルデラ南外輪山宿泊施設誘致事業提案型プロポーザルに係る事業者選定基準」（以下、「選定基準」という。）に基づき、審査委員会が行う。その際、評価項目に沿って企画提案内容及び業務実施能力等を精査し、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、委員会の評価・採点により実施する。

なお、審査委員会は非公開とする。

- (1) 企画提案書等及びプレゼンテーションによる審査とする。
- (2) プレゼンテーションは、令和8年1月中旬～下旬の予定とし、応募者と調整する。なお、1者あたりの時間は質疑を併せ30分程度とする。
- (3) 企画提案書等の提出後、プレゼンテーションを実施するまでの間に、委員から提案者に対し文書にて質問をすることがある。
- (4) 当日の説明は事前に提出された企画提案書（任意様式）によりおこなうことをげんそくとするが、企画提案書の抜粋枠を使用する場合は別途用意することを認める。ただし、当初企画提案している内容を変更することはできない
- (5) プレゼンテーションへの出席は、最大3名までとする。
- (6) スクリーン・プロジェクター・HDMI ケーブルについては村が用意するが、パソコン等は各自で用意すること。
- (7) 審査結果は、令和8年2月中を目途に、参加した者すべてに文書で通知する。
ただし、プレゼンテーションの日程により通知が遅延する場合、その旨も文書で通知する。なお、審査結果に対する異議には応じないものとする。

2 審査する項目

「第7 企画提案書類及びプレゼンテーションの審査基準等」に記載する「評価項目・配点」のとおりとし、その内容についての質問は受け付けない。

第7 企画提案書類及びプレゼンテーションの審査基準等

1 評価項目・配点

企画提案書の評価項目・配点は、下表に示すとおりとする。

評価項目	評価事項		配点
①事業コンセプト	・本村への新しい人の流れを生み出す明確な事業コンセプトが提案されているか。		10
	・南阿蘇村のブランド化に資する魅力的な施設で、南阿蘇村の知名度やイメージ向上、SDGs 未来都市南阿蘇村に寄与する提案となっているか。		10
②施設計画	外観等	・阿蘇くじゅう国立公園内の景観に配慮した施設としてふさわしく、さらに質の高いデザイン性を持ち、魅力ある空間を創出しているか。	10
	施設配置	・宿泊者、周辺施設に配慮した配置計画が提案されているか。	10
③事業実施能力	事業実施計画等	・事業実施における資金調達計画が、具体的で現実性の高いものとなっているか。 ・長期にわたり安定して運営できる財務状況であるか。	10
	事業スケジュール	・宿泊施設の建設、開業までの事業スケジュールが適正に計画され、実現性の高いものとなっているか。	10
	・類似実績はあるか。		5
④地域貢献・経済波及効果	・周辺施設との連携が図られた提案となっているか。		10
	・地域貢献及び村への経済波及効果について、具体的且つ優れた提案となっているか。 ・その他宿泊施設以外の任意提案がある場合、本村、村民に対し貢献が見込まれる仕組みづくりとなっているか。		10
	・提示金額		5
⑤事業収支計画	・収支計画が適正で、継続性のある計画となっているか。 ・実施体制が適正に構成されているか。		10
合計			100

2 順位の決定方法

評価項目に基づき各委員が採点を行い、評価点数の総合計が最高得点の提案者を最優秀提案者として選定する。ただし、審査の結果、最優秀提案者が該当なしとなる場合がある。最高得点の提案者が複数ある場合も委員協議により選定する。

最優秀提案者の選定後、村長が優先交渉権者を決定し、基本協定を締結する。ただし、協定締結に関する協議が不調となった場合は、最優秀提案者に次ぐ評価点の提案者を新たな優先交渉権者とする。

また、企画提案書等の提出が1者のみの場合、審査基準に照らし、適当と認められたときは、当該提案者を優先交渉権者とする。

3 失格事項

- (1) 審査委員会の委員に対し、審査について自己の提案が有利な扱いを受けるように働きかけを行った場合は失格とする。
- (2) 提出された企画提案書等について、次のいずれかの事項に該当する場合も失格とする。
 - ①企画提案書等に虚偽の記載等があった場合
 - ②企画提案書等に重大な不備・不足があった場合
 - ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ④本募集事項等に違反すると認められる場合
 - ⑤企画提案書等に重大な問題があるなど、審査委員会が失格と判断した場合
 - ⑥その他不正行為があった場合

【問い合わせ先】

南阿蘇村企画観光課企画係

〒869-1404

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 1705 番地 1

電話：0967-67-1112（内線 323）

e-mail：skikaku@vill.minamiaso.lg.jp